

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年10月1日現在)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、函館市、千歳市、釧路市、登別市、帯広市(7/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、釧路市(2/32)	札幌市、旭川市、函館市、小樽市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、士別市、富良野市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、深川市、富良野市、名寄市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、滝川市、砂川市、深川市、士別市、富良野市、名寄市、留萌市、稚内市、北見市、網走市、紋別市、釧路市、根室市在住者分は道の事業対象に含め実施)(18/35)	札幌市、旭川市、函館市、赤平市、深川市、富良野市、北見市、室蘭市、帯広市(9/180)	美瑛市(1/180)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、八戸市、むつ市(3/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市(1/13)	(県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、陸前高田市、奥州市(6/13)	盛岡市、釜石市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎			仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市(2/35)	仙台市(1/35)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎				大館市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、潟上市、北秋田市、仙北市(7/13)	秋田市、大館市、由利本荘市、潟上市、北秋田市(5/13)	秋田市(2/13)	大館市、潟上市、大仙市(3/25)	(0/25)
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		山形市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市、東根市(8/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(4/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、酒田市(左記の市も含め県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)
	7 福島県	◎	◎	◎	○				郡山市、いわき市、須賀川市(3/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/59)	(0/59)
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿嶋市(1/32)		(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市(11/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	宇都宮市(1/30)	

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎			太田市、沼田市、みどり市(3/12)	前橋市(1/1)	(0/11)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/36)	(0/36)
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、飯沼市、日高市、吉川市(33/40)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、飯沼市、日高市、吉川市、ふじみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、飯沼市、日高市、吉川市、ふじみ野市(38/40)	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、狭山市、越谷市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/70)	さいたま市、川越市、熊谷市(さいたま市以外の市等在住者分については県の事業対象に含めて実施)(70/70)	
12	千葉県	◎	◎	◎	◎	○		千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、四街道市、白井市(6/36)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/33)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、茂原市、佐倉市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市(28/36)	千葉市、船橋市、柏市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、香取市、山武市(20/36)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(8/36)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/56)	千葉市、野田市(2/56)	
13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、調布市、国分寺市、府中市(8/49)	豊田区、小金井市、東久留米市(3/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、小宮山、西東京市、福生市、国分寺市、西東京市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、小平市、西東京市、福生市、柏江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市(46/49)	中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、小宮山、西東京市、福生市、国分寺市、西東京市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市(37/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、小宮山、西東京市、福生市、柏江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市(43/62)	三鷹市、国立市(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(62/62)		
14	神奈川県	◎	◎	◎	◎		◎	横浜市の川崎市、相模原市、藤沢市(4/19)	横浜市の川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	(0/15)	横浜市の川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市の川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(17/19)	横浜市の川崎市、相模原市(3/19)	横浜市の川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/33)	横浜市の川崎市、相模原市(3/33)	

		都道府県							市等							
		母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般性等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
関東ブロック	15 新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、燕市、南魚沼市(6/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/31)
	16 山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、北杜市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(28/28)	(0/28)
	17 長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	飯山市、塩原市、安曇野市(3/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(13/19)	小諸市(1/19)	松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、池田町、飯島町、箕輪町、南箕輪村、筑北村、南木曾町、木曾町(22/80)	(県の事業対象に含め実施)(80/80)
	18 静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市(20/23)	静岡市、浜松市、焼津市、牧之原市、裾野市(5/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(18/37)	静岡市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/37)
中部ブロック	19 富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)
	20 石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	小松市、白山市、能美市、中能登町(4/19)	金沢市、小松市、白山市(金沢市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	21 福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鯖江市、越前市(2/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	(県の事業対象に含め実施)(17/17)
	22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	関市、飛騨市(2/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(18/21)	(0/21)	岐阜市、大垣市、本巣市、下呂市(4/42)	岐阜市、可児市(2/42)
	23 愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市長久手市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、清須市、北名古屋市長久手市、田原市、常滑市(19/35)	名古屋市長久手市、豊田市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/31)	名古屋市長久手市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、弥富市(30/35)	名古屋市長久手市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、小坂井町(35/61)	岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、知多市、清須市、長久手町(12/61)		

		都道府県										市等				
ブロック	都道府県	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
近畿ブロック	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/14)	—	(0/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松坂市、伊勢市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(13/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、松坂市、鈴鹿市、熊野市、名張市(8/14)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/14)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施) (29/29)	(0/29)
	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/26)	甲賀市、東近江市(市以外の在住者は県の事業対象に含めて実施)(15/26)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、木津川市(7/15)	京都市(京都市以外の市等時在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市(5/26)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(33/34)	大阪市、堺市、高槻市、松原市、柏原市、交野市(4/4)	寝屋川市、柏原市、交野市(4/30)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、泉南市、四條畷市、島本町(大阪府以外の市等在住者分は府の事業対象に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(43/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市(大阪府、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象に含めて実施)(41/43)
	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	(0/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、淡路市、加東市(26/29)	神戸市、姫路市、西宮市、明石市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、宍粟市(13/29)	神戸市、姫路市(左記の市、西宮市及び尼崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	尼崎市、西宮市(左記の市、神戸市及び姫路市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	桜井市、御所市、葛城市(3/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、河合町、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/39)	河合町(1/39)
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、橋本市、紀の川市、御坊市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市、有田市(4/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)

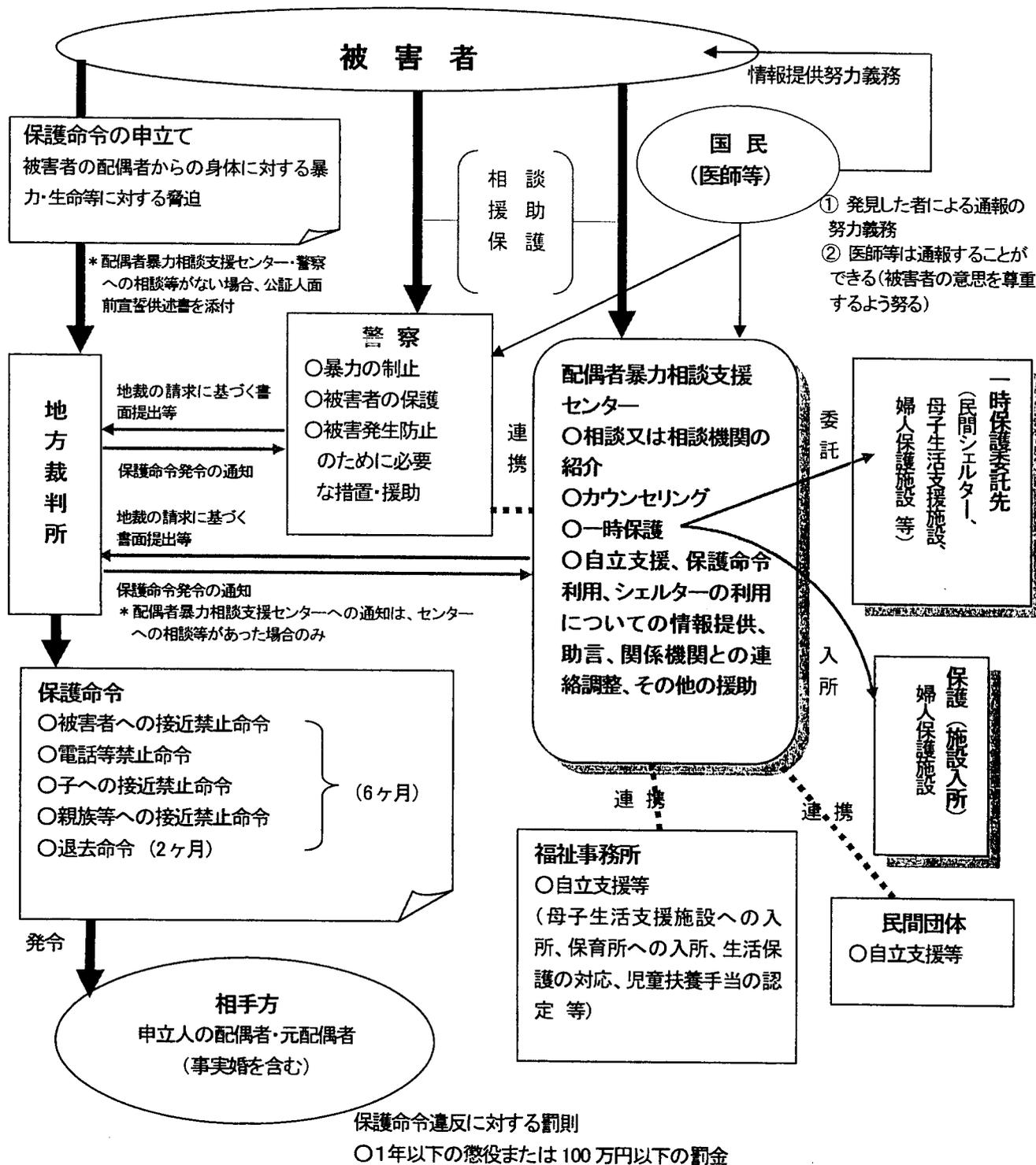
		都道府県							市等							
		母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中国ブロック	31 鳥取県	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)
	32 鳥取県	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	松江市、隠岐の島町(2/21)	-	(0/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲市、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(20/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(20/21)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)
	33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	岡山市、倉敷市(2/17)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/15)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/17)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、(7/15)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/27)	(0/27)
	34 広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(19/22)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/22)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
	35 山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
四国ブロック	36 徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	
	37 香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)	(0/17)
	38 愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市(6/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(20/20)	松山市(1/20)
	39 高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(1/11)	高知市(1/34)	(0/34)
九州ブロック	40 福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	福岡市、北九州市、糸島市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、糸島市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、糸島市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、小郡市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	福岡市、北九州市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、大野城市、宗像市、前原市、福津市、古賀市、うきは市、嘉麻市、志免町、志摩町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町、那珂川町(22/66)	福岡市(1/66)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
九州ブロック	41 佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	42 長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	46	45	41	30	23	実施状況(平成21年10月1日)							
	平成21年度中に実施又は実施に着手(○)	1	0	0	1	2	0	1	189/833 (22.7%)	59/59 (100%)	20/774 (2.6%)	749/833 (89.9%)	672/833 (80.7%)	443/833 (53.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)
	実施予定なし	1	0	1	1	4	17	23								

<都道府県を含む実施状況>

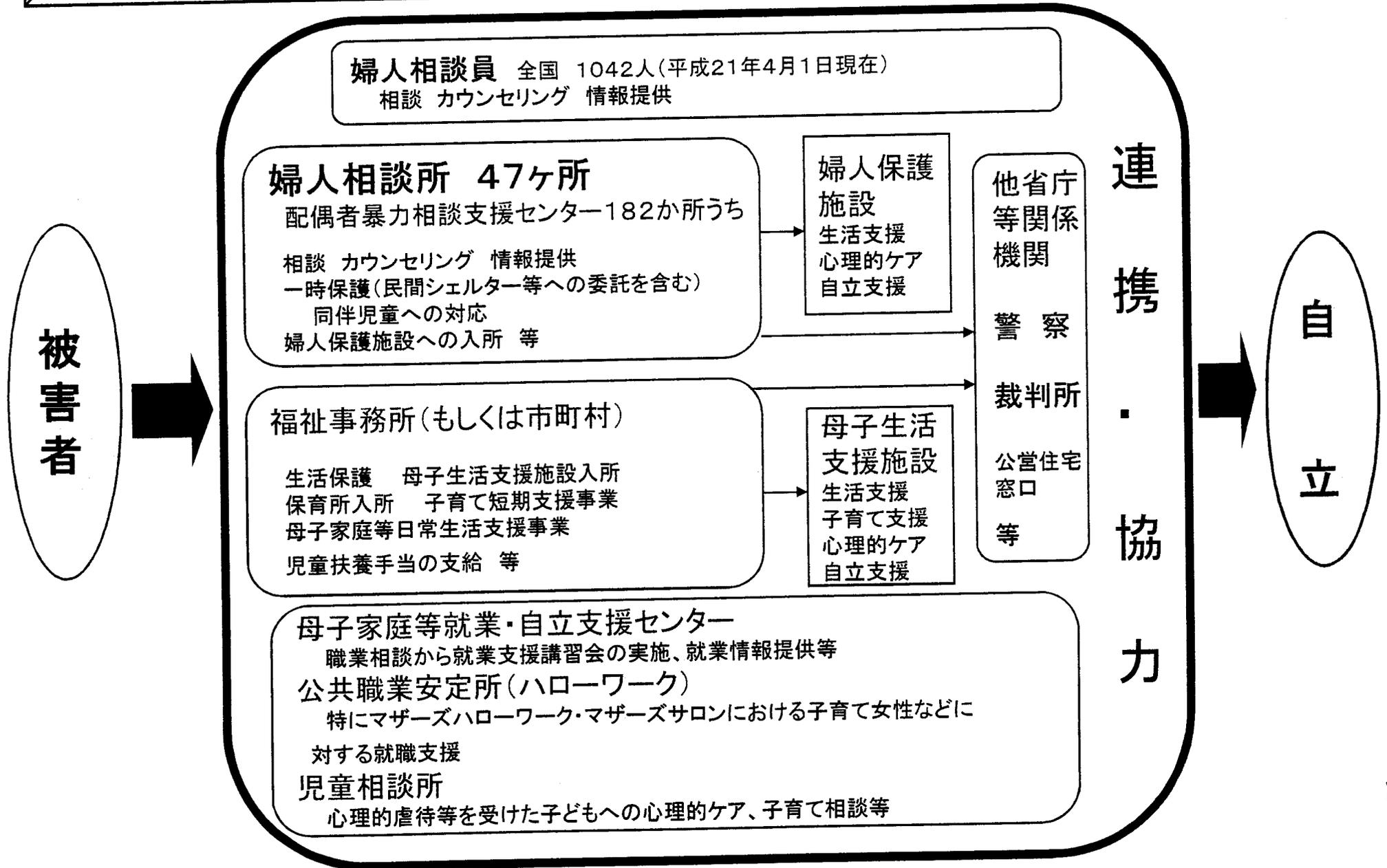
実施状況(平成21年10月1日)							
母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
235/880 (26.7%)	106/106 (100%)	20/774 (2.6%)	795/879 (90.4%)	718/880 (81.6%)	486/880 (55.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律の概要 (チャート)



「STOP THE 暴力」(内閣府男女共同参画局) より

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



平成20年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。
(以下は、平成20年4月1日～平成21年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて137,439人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談による		夜間相談		
実人員	(100%) 137,439	(13.0%) 17,815	2,854	1,072	(0.3%) 477	(86.0%) 118,159	24,907	(0.7%) 988
延人員	(100%) 230,376	(33.9%) 78,111	12,274	4,503	(0.4%) 911	(63.9%) 147,212	30,486	(1.8%) 4,142

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,364人であり、実人員総数の52.7%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,781	(52.7%) 9,364	(12.5%) 2,229	(8.4%) 1,486	(4.9%) 869	(4.4%) 791	(3.4%) 608	(2.4%) 421	(0.5%) 90	(10.8%) 1,923

※暴力被害男性(34人)は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への收容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6,613	1,767	96,108	26,475
同 伴 す る 家 族	5,532	2,149	80,889	29,728

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰住先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引、売春強要など	医療関係	経済関係	離婚問題、家庭不和	その他
(100%) 6,613	(70.6%) 4,666	(14.3%) 947	(4.4%) 291	(3.0%) 198	(1.3%) 83	(0.8%) 56	(0.8%) 54	(0.7%) 45	(4.1%) 273

※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 6,343	(18.6%) 1,177	(18.1%) 1,145	(17.2%) 1,089	(15.5%) 985	(12.0%) 764	(4.8%) 304	(3.8%) 238	(2.3%) 144	(7.8%) 497

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成21年4月1日現在、47都道府県444名（うち婦人相談所223名）、266市区598名、合計1,042名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による相談	電 話 相 談		そ の 他 (手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談			夜間相談		
実 人 員	(100%) 119,426	(51.8%) 61,847	3,856	3,124	(2.6%) 3,049	(45.1%) 53,889	1,243	(0.5%) 641
延 人 員	(100%) 255,614	(58.4%) 149,208	9,225	8,857	(3.3%) 8,515	(37.6%) 96,219	1,939	(0.7%) 1,672

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は15,515人であり、実人員総数の25.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春など	その他
(100%) 61,813	(25.1%) 15,515	(19.9%) 12,301	(16.8%) 10,375	(9.2%) 5,659	(8.4%) 5,184	(6.2%) 3,856	(3.7%) 2,263	(0.1%) 70	(10.7%) 6,590

※暴力被害男性(34人)は含まない。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成21年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 延入者
要保護女子等	511	823	817	517	190,810
同伴する家族	63	466	488	41	17,823
うち同伴児	63	460	482	41	17,732

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が39.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.1%にのぼる。

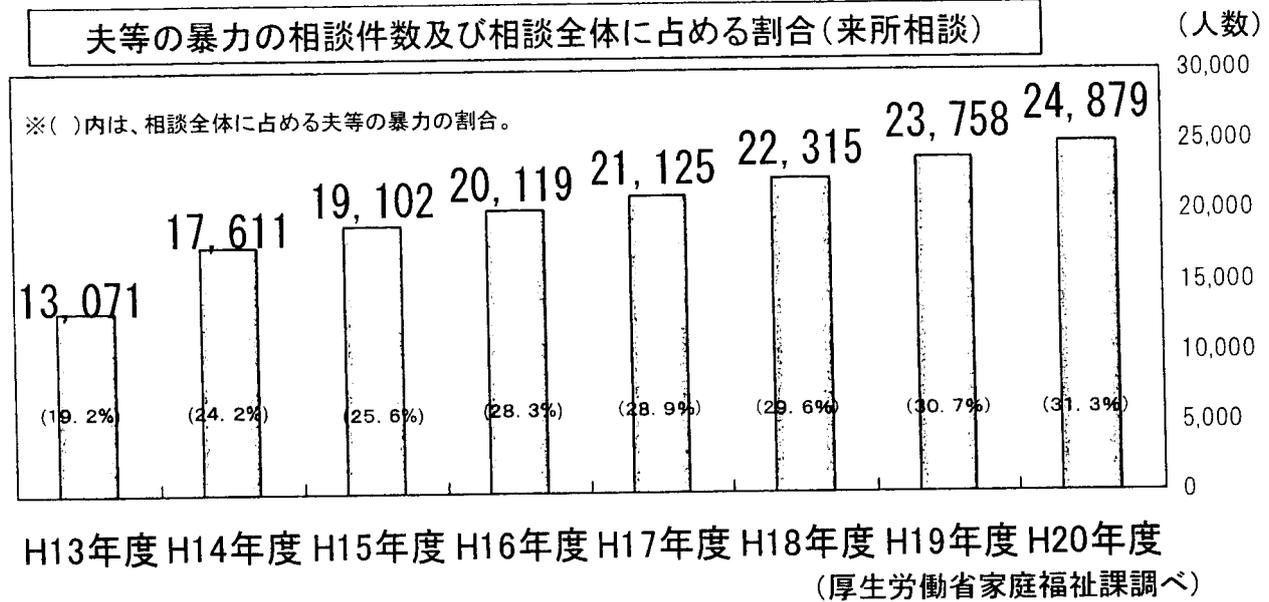
総数	夫等の暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間の 問題	子どもの 問題	人身取引 売春など	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,334	(39.1%) 522	(29.1%) 388	(12.4%) 165	(6.1%) 82	(3.2%) 43	(2.8%) 37	(2.2%) 29	(1.3%) 17	(3.8%) 51

※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

DV被害者等の相談・保護等の状況について

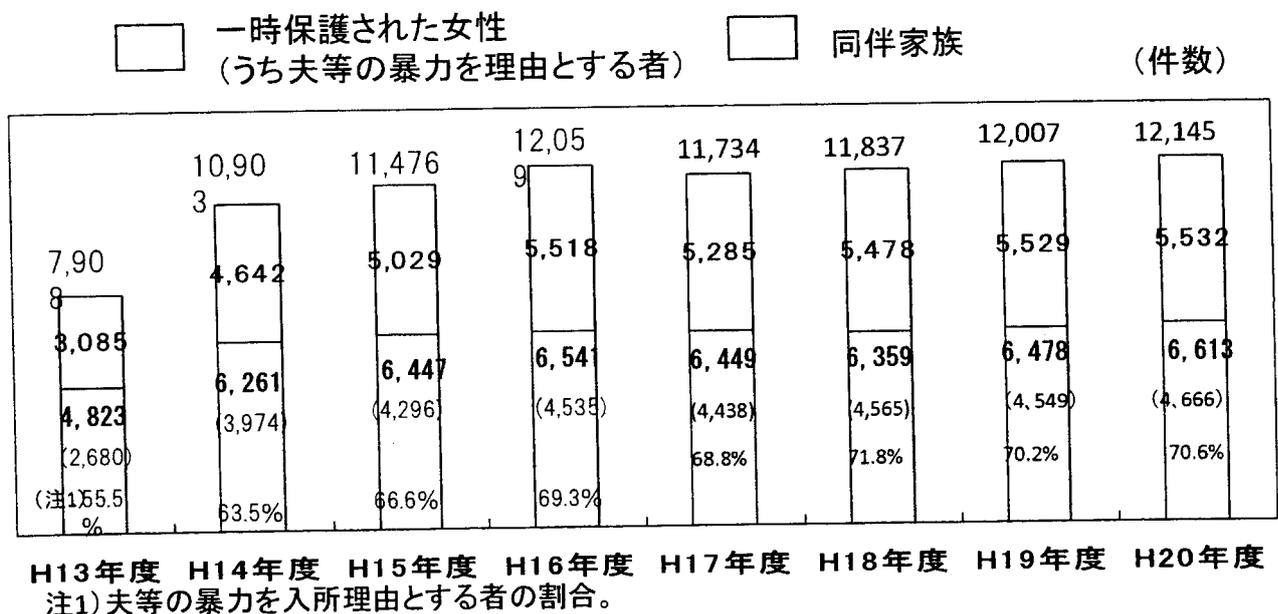
婦人相談所及び婦人相談員による相談

- 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。



婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.5日（平成20年度）



DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成21年4月1日現在で261施設。
- 平成20年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,916人。
(女性本人1,767人、同伴家族2,149人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.0日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	99 (96)	86 (90)	25 (25)	20 (20)	4 (4)	9 (8)	9 (9)	6 (6)	3 (3)	261 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成20年4月1日現在

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年11月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計270人。うち264人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

○年度別保護実績（合計270人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	9人（タイ4人・フィリピン2人・中国2人・台湾1人）

○都道府県別保護実績（合計270人）

愛知県	54人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人								

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（270人のうち91人）

平成17年4月1日～平成21年11月30日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 33.0日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

「人身取引対策行動計画2009」の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - **不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)**

2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - **児童の性的搾取に対する厳正な対応**
 - **悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)**
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - **潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知**
 - **取締り過程における被害者の発見(※)**
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
- (3) シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - **被害者に対する法的援助に関する周知等**
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - **中長期的な保護施策に関する検討等**
 - **男性被害者の保護施策に関する検討**
- (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
 - **人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等**
 - **性的搾取の需要側への啓発**
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - **関係行政機関の連携強化・情報交換の推進**
 - **外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携**

注:太字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。